

古民家を利用して飲食店・物販店・宿泊施設を営む場合における
消防用設備等の設置について

○ 消防用設備等の設置基準

	飲食店	物販店	宿泊施設
消火器	すべての施設 ※ 1	建物の延べ面積 1 5 0 m ² 以上 ※ 2	
自動火災 報知設備	建物の延べ面積 3 0 0 m ² 以上 ※ 3		すべての施設 ※ 4
誘導灯	すべての施設 ※ 5		

※ 1 コンロを設けない場合や自動で火を消す装置（調理油加熱防止装置など）が付いている場合等は建物の延べ面積 1 5 0 m²以上で設置が必要になります。

※ 2 地階又は窓の少ない階で床面積 5 0 m²以上の場合は設置が必要になります。

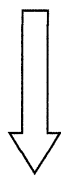
※ 3 飲食店等の地階又は窓の少ない階で床面積 1 0 0 m²以上の場合は設置が必要になります。

※ 4 無線式のもので簡便な工事により設置できる場合があります。

※ 5 一定の要件を満たした場合、設置を免除できることがあります。

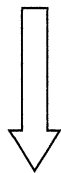
○ 消防用設備等の設置に関する手続き

1 事前相談



まずは消防署へ電話連絡を！！
建物の用途変更により必要となる消防用設備等について判断するため、事前協議の日程を調整します。その際、必要な書類又は写真等の説明をします。

2 消防用設備等の設置工事



消防用設備等の種類によって、工事を行う消防設備士が工事着手の 1 0 日前までに「工事整備対象設備等着工届出書」を提出、又は電気配線の工事が必要な設備の電源工事は電気工事士が「消防用設備等工事計画届出書」を提出し、消防による審査を受ける必要があります。

3 消防用設備等の設置届出



消防用設備等の設置が終わったら、設置工事が完了した日から 4 日以内に「消防用設備等設置届出書」（以下、「設置届」）を提出しましよ

↓ う（用途や規模によっては不要となる場合もあります）。

4 防火対象物使用開始の届出

↓ 建物を使用する者は使用開始の日の7日前までに「防火対象物使用開始届出書」を消防署に提出しましょう（設置届と同時期に提出することにより消防検査の日程の調整がスムーズにできます）。

5 消防検査

↓ **3**の設置届又は**4**の使用開始届に基づき、消防検査を受けます。

6 消防用設備等検査済証の交付

↓ **3**の設置届に基づき、**5**の消防検査の結果、消防法令に適合していることが確認されれば「消防用設備等検査済証」が交付されます。

7 点検及び報告

常時使用できる状態を維持するため、設置した消防用設備等は半年に1回点検を行い、その結果を1年に1回消防署へ報告しましょう。

◎ 消防用設備等の設置に関する手続き以外にも、以下に示す手続きが必要となる場合がありますので、確認してください。

- ・ 防火管理者選任届出書
- ・ 消防計画作成届出書
- ・ 消防法令適合通知書

お問い合わせは、姫路市中播消防署予防（設備）担当（0790-23-0119）まで